

いじめ防止等のための基本方針

H30.6.1 秋田北鷹高校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

従って、秋田北鷹高校では、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを核として、いじめ防止等のために対策を考え実行する。また、秋田北鷹高校は県内全域からの入学生があり、出身中学校も30校にわたる。それぞれの家庭や地域を大切に、関係機関との連携を大事にしながら、生徒が多くの人々と関わりを持ち、多くの目で見守られるよう学校を中心としたつながりを形成するように努める。

(1) いじめの禁止

秋田北鷹高校生は、いじめを絶対に行わない。

(2) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習し、様々な学校活動に取り組めるよう、保護者や地域住民関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。本校では特に、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処することに力を注ぐ。また、再発防止に努める。

2 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を育み、全ての教育活動を通じて道徳教育や体験活動等の充実を図る。
- ・生徒が自主的にいじめ防止を行えるように指導及び支援を実施する。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通じて保護者並びに地域住民やその他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ・いじめは決して許されないという認識を、生徒、保護者、教職員が共有する。いじめの態様や特質等についての校内研修や職員会議を通じて、共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・いじめの兆候に繋がるような生徒の言動だけでなく、些細な変化を見逃さないためにも全職員が積極的に生徒と関わるように努める。

(2) いじめ早期発見のための取り組み

- ・いじめを早期発見するため、生徒に対する定期的な調査を実施する。
 - ①生徒対象アンケート（1学期末と2学期末）
 - ②三者面談等を通じた学級担任による保護者及び生徒からの聞き取り
 - ③面接週間を設け、定期的な生徒からの聞き取りと信頼関係の構築
- ・生徒及び保護者がいじめに関する相談を行う事ができるように、以下のとおり相談体制の整備を行う。
 - ①いじめ防止等対策委員会にいじめ相談窓口の設置
 - ②スクールカウンセラーの活用
- ・相談及び通報のあった事故内容に関しては、いじめ防止等対策委員会を通して情報共有に努める。
- ・いじめ防止等のため、対策に関する研修を年間計画に組み入れ、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- ・いじめを見た、またはいじめと思われる行為を見た場合は、すぐにいじめを止めさせる。
- ・いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及び保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言や指導を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者との

連携を図りながら、いじめた生徒に対し、特別指導も含めた、個別指導の一環として、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じる。

- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の課題として、いじめを捉えさせ、勇気を持って誰かに知らせるよう指導する。
- ・はやし立てたり、同調するように振る舞う生徒に対しては、それらの行為がいじめに荷担することであったり、増長させるものであると理解させ、やらないように指導する。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事故内容に関する情報を関係保護者と共有するために必要と思われる措置を講じる。
- ・犯罪行為として認定されるいじめに関しては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(4) インターネット上のいじめ対応

発信された情報が瞬時に広がってしまうことや、情報発信者の匿名性や、その他のインターネットを介して送発信される情報の特性を理解し、インターネットを介して行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修など必要と思われる啓発活動を行う。

3 いじめ防止等対策委員会の活用

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処などに関する措置を実効的、効果的にこなうために、いじめ防止等対策委員会を活用する。この委員会は定期的開催するが、相談や通報があった場合は、緊急開催する。

(1) いじめ防止等対策委員会の構成

管理職、生徒指導主事、学年主任、保健主事、養護教諭、その他で構成する。

(2) いじめ防止等対策委員会の取組内容

- ・いじめ防止等基本方針の作成及び見直し
- ・年間指導計画の作成及び実施
- ・いじめの未然防止の取り組み
- ・研修会・講習会の企画立案
- ・発生したいじめ事案に関する調査 など

4 重大事態への対処のため「いじめ特別調査チーム」を設ける

生徒や保護者から「いじめの相談」があった際、県教育委員会に報告する。また、いじめが重大事態と認められる場合、県教育委員会と協議の上、いじめ特別調査チームを設け、迅速に調査する。

※いじめの重大事態とは、生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間、学校を欠席あるいは授業に出られない状況を余儀なくされている疑いがある場合をいう。

(1) いじめ特別調査チーム

構成員については、事実内容の状況に応じて、校長が県教育委員会と協議して、任命する。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査を実施する。
- ・秋田県教育委員会へ調査結果を報告する。

5. その他

いじめを隠蔽することなく、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、以下の2点を学校評価の項目に加えることにより、秋田北鷹高校の取り組みは適正に評価を受ける。

- ・いじめを防止するための取り組みについて
- ・いじめの早期発見に関する取り組みについて

秋田北鷹高校におけるいじめ防止等のための組織

